

徳島県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	休止年月日
なか歯科医院	三 吉野川市山川町村雲五七一	中 博芳	令和六年十二月三十一日